

令和6・7年度
承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る
地方基準点数再算定の手引き

令和6年6月

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

入札参加資格に係る地方基準点数の再算定	3
第1 地方基準点数の審査基準日	3
第2 対象となる総合評価値通知書	3
第3 認定期間	3
第4 留意事項	3
第5 問い合わせ先	4
第6 申請に必要な書類(提出書類、添付(提示)書類)	4
第7 入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書の記入要領	7
【様式第1号】令和6・7年度入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書(県内建設業者承継用)	7
【様式第2号】地方基準点数一覧表	8
【様式第3号】労働安全衛生法関係資格者一覧表	17
【様式第4号】新規卒業者雇用一覧表	17
【様式第6号】〔技術職員・CPD取得者数一覧表〕	18
【様式第7号】職員名簿(技術職員以外)	19
【様式第8号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表	19
【様式第9号】重機・資材関係様式集について	20
第8 独占禁止法遵守体制の整備について	21
【添付書類オの1】独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書	21
第9 「大規模災害時の応急対策業務の取組」に係る証明書(作成例)について	21
第10 「労働災害防止への取組」に係る証明書(作成例)について	21
第11 障害者雇用について	22
【添付書類エ】 「障害者雇用状況調べ(非法定義務建設業者用)	22
【添付書類オ】 「労働保険料納付証明書」	23
【添付書類カ】 「社会保険料納入確認書」	23

【添付書類キ】 「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」	24
別表 1 労働安全衛生法関係資格区分コード表	25
別表 2 建設業関連学科新規卒業者について加点可能な業種一覧	26
別表 3 技術職員名簿に関する有資格区分コード.....	27
別表 4 CPD 証明団体一覧表	28
第12 申請書等の記入例.....	30
【様式第 1 号】 令和 6・7 年度入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書（県内建設業者承継用）	30
【様式 第 2 号】 地方基準点数	31
【様式 第 3 号】 労働安全衛生法関係資格者一覧表	33
【様式 第 4 号】 建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表.....	34
【様式 第 6 号】 技術職員・CPD 取得者数一覧表	35
【様式 第 7 号】 職員名簿（技術職員以外）	36
【様式 第 8 号】 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表	37
【誓約書】	38
【添付書類オの 1】	39
【添付書類エ】	40
【添付書類オ】	41
【添付書類カ】	42
【添付書類キ】	43
【作成例】 大規模災害協定の証明書	44
【作成例】 労働災害防止への取組に係る証明書	45

入札参加資格に係る地方基準点数の再算定

この手引きは「入札参加資格（県内建設業）の承継手続について」第9項の規定に基づき承継に伴う地方基準点数の再算定に関する手続を定めるものです。

申請書の記入方法については、この手引きの「第7 入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書の記入要領」をご覧ください。

また、申請に際しては、申請書の他に添付等していただく書類もありますので、同じくこの手引きの「第6 申請に必要な書類（提出書類、添付（提示）書類）」にご留意願います。

第1 地方基準点数の審査基準日

再算定の申請を行った日とします。

第2 対象となる総合評定値通知書

承継直後に受審した経営事項審査に係る総合評定値通知書とします。

第3 認定期間

認定日から令和8年5月31日まで

第4 留意事項

1 再算定しない評価項目

次の評価（審査）項目については、被承継者の点数をそのまま引き継ぎます。

- (1) 「暴力団等排除への取組」
- (2) 「災害時等緊急対応への貢献」
- (3) 「工事成績」
- (4) 「高得点工事成績」
- (5) 「和歌山県優良工事表彰」

2 審査の対象となる職員

以下の全ての条件を満たす者が審査の対象となる職員です。

- (1) 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）であることを確認できること（常勤確認書類については第6 提出書類を参照してください。）
- (2) 給与が月額8万円以上であること（専従者は除く）
- (3) 営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に係る業務に従事していること

※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象となりません。

3 保険証の提出の際のマスキング処理について

令和2年10月1日から告知要求制限規定が施行されたため、健康保険証(写)を提出する際には保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施してから提出してください。

第5 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	所在地
県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班	073-441-3069	和歌山市小松原通 1-1
海草振興局 建設部 総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂 227
海草振興局建設部 海南工事事務所 総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂 19
那賀振興局 建設部 総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚 209
伊都振興局 建設部 総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇 4-5-8
有田振興局 建設部 総務調整課	0737-64-1267	有田郡湯浅町湯浅 2355-1
日高振興局 建設部 総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部 651
西牟婁振興局 建設部 総務調整課	0739-26-7960	田辺市朝日ヶ丘 23-1
東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課	0735-62-3869	東牟婁郡串本町サゴ 台 783-8
東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘 2-4-8

※ 会社間の承継についてのご相談は県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班にお願いいたします。

第6 申請に必要な書類（提出書類、添付（提示）書類）

1 提出書類

- (1) 令和6・7年度入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書（県内建設業者承継用）（様式第1号）
- (2) 地方基準点数一覧表（様式第2号）
- (3) 労働安全衛生法関係資格者一覧表（様式第3号）
 ※ 該当者がいない場合は、提出不要
- (4) 建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表（様式第4号）
 ※ 該当者がいない場合は、提出不要
- (5) 技術職員・CPD取得者数一覧表（様式第6号）
- (6) 職員名簿（技術職員以外）（様式第7号）
 ※ 該当者がいない場合は、提出不要
- (7) 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表（様式第8号）
 ※ 該当がない場合は提出不要
- (8) 重機・資材・緊急対応関係様式集（様式第9号）
 ※ 該当がない場合は提出不要
 - ・様式 第9号の1 確約書
 - ・様式 第9号の2 災害時等対応重機調書
 - ・様式 第9号の3 運転者調書
 - ・様式 第9号の4（その1） 災害時対応仮設資材調書
 - ・様式 第9号の4（その2） 災害時対応仮設資材調書（H形鋼：写真）
 - ・様式 第9号の4（その3） 災害時対応仮設資材調書（鋼矢板：写真）
 - ・様式 第9号の5 災害時等緊急対応実績（申請・認定）書

2 添付（提示）書類

- ※ 提出時には以下の該当書類を上から番号順に綴じて提出願います。
- ※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡（承継手続第1項第3号～第5号）に該当する承継会社が既に入札参加資格を有している場合で、県に提出された書類と同様のものについては、提出不要とします。

<以下は該当するもののみ添付（提示）してください>

- (1) 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書（添付書類才の1）

- ※ 被承継者等に加点がなかった場合のみ提出してください。
- 参加した研修会（講習会）資料の写し（3枚以上の場合には次第等内容が分かる部分を3枚抜粋してください。）を付けて下さい。
- (2) 「独占禁止法の遵守体制の整備」に係る評価基準に基づく独占禁止法遵守マニュアルの写し
- (3) 和歌山県知事又は市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、申請時点の状態を証明したもの）
- (4) ISO9000シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し
- (5) ISO14000シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し
- (6) エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し
- (7) 「産業廃棄物の処理体制」において、次に示す書面のうち該当するもの
- 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - 建設廃棄物処理委託契約書の写し（代表的なもの1件分）**※処分委託に限る。**
- (8) 「常時雇用者の確保」において、【様式第6号】、【様式第7号】に記載された者を常勤で雇用していることを確認するための3に掲げる常勤確認書類
- (9) 様式第3号に記載した労働安全衛生法関係の資格者証等の写し
- ※ 被承継人等が同じ資格で申請している者については、被承継人等が提出した【様式第3号】の写しを添付することで省略できます。
- 【様式第6号】【様式第7号】で添付していない者については、3に掲げる常勤確認書類
- (10) 建設業労働災害防止協会の会員である場合、申請者がその団体の会員であることを証明する証明書の原本（加入団体発行のもので、申請時点の状態を証明したもの）
- (11) 「常時雇用者の確保」において、各対象区分に該当する者を確認するための次に示す書面
- ・ 「若年者または女性職員」 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し、健康保険被保険者証の写し**※マスキング（黒塗り）したもの**または健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
- ※ 常勤確認書類として提出済みの場合省略できます。
- ・ 「ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）」 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証、民生委員の証明書のうちいずれか1つの写し
 - ・ 「保護観察対象者」 和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）を提示してください。なお、この提示書類はその場でお返しします。
 - ・ 「審査基準日前2年未満の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者」 市町村の発行する市町村民税非課税証明書の写し
- (12) 障害者を雇用している場合、次に示す書面のうち該当するもの
- 法定義務建設業者（常時雇用者数40人以上）については直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）
 - 非法定義務建設業者については添付書類に記載した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）と**常勤確認書類（a又はbのいずれか）**を提示してください。なお、この提示書類は、その場でお返しします。
- (13) 様式第4号に記載した新規卒業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- 【様式第6号】、【様式第7号】で添付していない者については、3に掲げる常勤確認書類
 - 常勤確認書類で卒業後1年未満の間に雇用したことが確認できない場合には確認

できる書面（例：標準報酬決定通知書の発行日が卒業後1年を越えている場合には加入日が分かる健康保険証の写し等）

- (14) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）または「わかやま健康推進事業所」の認定証の写し
- (15) 労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し
- (16) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）受賞者を申請時点で雇用していることが分かる常勤確認書類
- (17) CPD推奨単位数取得の証明書（原本又は写し）
- (18) 行政書士に申請を委任している場合には委任状（承継の承認申請手続きと一括で委任している場合で既に承継の承認申請の際に提出しているときには省略できます。）
- (19) 「災害時等対応重機の所有」、「災害時対応仮設資材の所有」については、重機・資材関係様式集の中の該当書類

※ 量が多い場合には別綴じでもかまいません。

※ 次の添付書類(20)～(25)については、会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ対象です。

- (20) 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書
- (21) 消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）
 - ※ 期間の限定のない次のいずれかを提出してください。
 - 「その3」（税目の指定で「消費税及地方消費税」を指定すること）
 - 「その3の3」（法人用。税目はあらかじめ決まっています。）
 - ※ 証明日が事実発生日以降でかつ、申請日の1か月前以降のもの
- (22) 事実発生日直近での決算にかかる承継会社及び被承継会社の損益計算書の写し（完成工事原価報告書の写し）
- (23) 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（和歌山県公安委員会が発行）の写し
 - ※ 申請時点で被承継会社は受講していなかったが、承継会社が受講していた場合は提出してください。
- (24) 労働保険料納付証明書
- (25) 社会保険料納入確認書

3 常勤確認書類（a、b、cのいずれか1組）

- | |
|--|
| a 社会保険に加入している場合 |
| ○ 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）の写し |

- | |
|---|
| b 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合 |
| ○ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し |
| ○ 雇用保険被保険者資格喪失届等の写し |
| ※ 両方提出すること |
| ※ 「短時間」等の記載がある場合には正規雇用に取り替えたことを確認できる書面（労働契約書及び労働条件通知書など）を併せて提出すること。 |

- | |
|--|
| c 雇用保険に加入できない場合 |
| ○ 源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し（給与が月額8万円以上であることを確認できるもの。給与が月額8万円未満である場合は専従者であることが確認できる書面（承 |

継人がまだ確定申告を行っていない場合には、被承継人の直近の確定申告で専従者となっていることが確認できれば認めます。))

- 国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し

※マスキング(黒塗り)したもの

※ 両方提出すること

※ 雇用保険に加入できない正当な理由が不明確な場合には、追加書類の提出をお願いすることもあります。

※ a から c は、障害者雇用の加点対象となっている者を除き、審査対象の経営事項審査の技術者名簿に記載されている者については省略できます。

4 提出部数

申請書(各種様式含む)3部、添付書類1部

- (1) 正本1部
- (2) 副本1部(正本のコピー可)
- (3) 控え1部(正本のコピー可)
- (4) 添付書類1部(クリップで番号順に留めて、正本と一緒にしてください。)

5 提出先

- (1) 個人から法人へ組織変更する場合の申請(法人成り)

主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

- (2) 個人事業主が死亡又は高齢等により営業を継続できなくなった場合の申請(個人承継)

主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所

- (3) 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合の申請(会社間承継)

県庁県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

※ 申請する前に提出書類について技術調査課と事前打合せを行って下さい。

第7 入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書の記入要領

- 1 申請書は、必ず県の指定の様式(A4版、コピー可)を使用してください。

- 2 黒のボールペンで記入してください。

※ 誤って記入した場合は、修正液等で修正してください。

※ パソコン等で印刷したものでもかまいません。

- 3 記入については、以下の各項目についての説明を読み、30ページ以降の記入例を参考にしてください。

※ 重機・資材・緊急対応関係様式集(様式第9号関係)については、別途ホームページに掲載しております記入例をご参照ください。

【様式第1号】令和6・7年度入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書(県内建設業者承継用)

「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」

建設業許可申請書に記載しているとおりに記入してください。

「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「申請事務担当者名・連絡先」

申請事務の内容を把握している方（当該申請について質問に答えられる方）の氏名及び連絡先を記入してください。補正の依頼等の際に使用します。

「申請手続（代理人・代行者）名・連絡先」

行政書士が書類を作成したときに、行政書士であることを明記してください。
（記名と職印押印及び「行政書士への委任状」を添付書類として提出）

「1 許可番号」

建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

「2 許可業種」

建設業法の許可を受けている業種の枠に、一般許可の場合は「1」を、特定許可の場合は「2」を記入してください。

「3 経営事項審査受審業種」

経営事項審査を受けている業種の枠に「1」を記入してください。
また、下欄にはこの経営事項審査に係る審査基準日を記入してください。

「4 被承継者に係る入札参加資格認定業種」

被承継者において、入札参加の資格のあった業種の枠に「1」を記入してください。

「5 再算定申請業種」

地方基準点数の再算定を申請する業種の枠に「1」を記入してください。
申請することができる業種は、次の全ての条件を満たしている場合に限られます。

- (1) 建設業法に基づく許可を受けた業種であること
- (2) 経営事項審査を受けた業種であること
- (3) 承継者及び被承継者が資格認定されていた業種であること

※ 審査対象となる経営事項審査（承継直後に受審したもの）に係る総合評定値通知書において2年又は3年平均の完成工事が250万円を超えていなくても承継を認めます。

【様式第2号】地方基準点数一覧表

「商号又は名称」

様式第1号の「商号又は名称」と同じです。

「1 許可番号」

様式第1号の「1 許可番号」と同じです。

「2 和歌山県税、消費税及び地方消費税の未納の有無」

和歌山県税に未納がある、又は消費税及び地方消費税未納がある場合は「1」を、両方とも未納が無い場合は「0」を記入してください。なお、未納がある場合は、入札参加資格が得られません。

※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載し、添付書類を提出してください。それ以外の場合は不要です（添付書類の提出も不要です。）。

添付書類

- ◆ 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書
- ◆ 消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）
 - ※ 期間の限定のない次のいずれかを提出してください。
 - 「その3」（税目の指定で「消費税及地方消費税」を指定すること）
 - 「その3の3」（法人用。税目はあらかじめ決まっています。）
- ※ 証明日が事実発生日以降でかつ、申請日の1か月前以降のもの
- ※ **会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ添付**
- ※ 電子納税証明も利用できます。詳細は下記ホームページをご覧ください。
<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

「3 独占禁止法の遵守体制の整備の有無」

【被承継者に加点のあった場合】

申請時点で、総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に基づく承継者名義の独占禁止法遵守マニュアルを作成している場合は「1」を、そうでない場合は「0」を記入してください。

【被承継者に加点のなかった場合】

申請時点で、総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に基づく承継者名義の独占禁止法遵守マニュアルを作成しており、承継者が研修・講習会等を実施又は参加している場合は「1」を、そうでない場合は「0」を記入してください。

添付書類

【被承継者に加点のあった場合】

- ◆ 「独占禁止法の遵守体制の整備」に係る評価基準に基づく承継者名義の独占禁止法遵守マニュアルの写し
- 【被承継者に加点のなかった場合】
- ◆ 「独占禁止法の遵守体制の整備」に係る評価基準に基づく承継者名義の独占禁止法遵守マニュアルの写し
 - ※ 独占禁止法遵守マニュアルについては、県が示すマニュアル例を参考に作成してください。
- ◆ 独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書（添付書類オの1）
- ◆ 研修（講習）で使用した資料の写し（3枚を超える場合は次第等内容のわかる部分を3枚抜粋してください。）

「4 暴力団等排除への取組の有無」

※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください（「2」と回答した場合のみ、添付書類を提出してください。）。それ以外の場合は記載不要です（添付書類の提出も不要です。）。

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習）の受講について、被承継者が受講したことにより加点されていた場合は「2」を、被承継者は受講していなかったため加点されていなかったが、承継者が再算定申請の前日までの2年間に受講していた場合は「1」を、承継者及び被承継者が受講していなかった場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書（和歌山県公安委員会が発行）の写し
 - ※ 各申請建設業者で勤務している者の中から受講される方は、特に限定しておりません。
 - ※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ添付

「5 災害時等対応重機の所有の有無」

総合点数算定取扱い基準に基づき、地方基準点数を算定するための評価基準に該当し、評価対象となる対応重機等を承継者名義で所有している場合は各々に台数を記入し、所有していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 重機・資材関係様式集の中の該当書類

申請する評価対象重機が、バックホウ又はトラクターショベル（公道走行不可）の場合、重機の承継者（申請者）名義での所有を確認するための添付資料として、申告した「償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書」の写しの提出が必要です。従って、必ず承継者（申請者）が申告した「償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書」の控えを作成及び保管の上、その写しを申請時に添付資料として提出してください。

なお、承継者（申請者）での申告がまだの場合は、次の年に承継者（申請者）名義で申告した「償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書」の控えを作成及び保管の上、その写しを速やかに提出してください。この場合、別に定める「誓約書」の提出が今回必要となります。

ただし、この誓約書の内容どおり次の年に償却資産申告書等の写しの提出がない場合は、加点を取り消すこととなりますのでご注意ください。

- ※ 承継者（申請者）名義とは、法人の場合は自社名、個人事業者の場合は代表者名を指します。
- ※ 車検証については、申請時点では名義を変更した後の証書の提出が必要です。
- ※ 定期（特定）自主検査記録表の使用者名が承継者（申請者）以外の場合は、売買契約書等の写しを提出してください。

「6 災害時対応仮設資材の所有の有無」

総合点数算定取扱い基準に基づき、地方基準点数を算定するための評価基準に該当し、評価対象となる対応資材を承継者が所有している場合は各々に数量を記入し、所有していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 重機・資材関係様式集の中の該当書類

「7 大規模災害時の応急対策業務の取組の有無」

申請日時点で、承継者が和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体の会員で、その協定に同意する場合は「1」を記入してください。（この場合には【様式第8号】の提出が必要です。）

市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術

調査課長が認めるものに限る。) している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意する場合は「2」を記入してください。

いずれでもない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 和歌山県知事又は市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、申請時点の状態を証明したもの）

「8 ISO9000 シリーズの認証取得の有無」

ISO 9000 シリーズの認証を承継者名義で取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（承継者名義）

「9 ISO14000 シリーズの認証取得の有無」

ISO14000 シリーズの認証を承継者名義で取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ ISO14000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（承継者名義）

「10 エコアクション 21 の認証取得の有無」

エコアクション 21 の認証を承継者名義で取得している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ エコアクション 21 の認証取得を証明する認証・登録証等の写し（承継者名義）

ISO シリーズとエコアクション 21 について、承継者名義への変更等の申請等を行っているが、認証（登録）が間に合わない場合、その申請書等の写しを提出してください。

「11 産業廃棄物の処理体制の有無」

申請時点において、産業廃棄物処分業の許可を承継者名義で得て処分業を行っている場合は「1」を記入してください。

申請時点において、産業廃棄物処分業の許可を受けている者と処分に係る委託契約を承継者名義で行っているのと同時に産業廃棄物収集運搬業の許可も承継者名義で受けている場合は「2」を記入してください。

申請時点において、処分に係る委託契約を承継者名義で行っている場合は「3」を記入してください。

申請時点において、産業廃棄物収集運搬業の許可を承継者名義で受けている場合は「4」を記入してください。

いずれでもない場合は「0」を記入してください。

添付書類

	「1」	「2」	「3」	「4」
◆ 産業廃棄物処分業許可証の写し	提出	—	—	—
◆ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	—	提出	—	提出
◆ 建設廃棄物処理委託契約書の写し (代表的なもの1件分) ※処分委託に限る ※ マニフェストは不可	—	提出	提出	—

※ ①個人から法人へ組織変更する場合並びに②個人事業主が死亡又は高齢等により営業を継続できなくなった場合は、産業廃棄物の処分に係る委託契約について、申請時点において間に合わないときは、被承継者が認められていた場合のみ、承継者においても認めるものとします。また、上表の各種許可関係について、承継者名義への手続き完了が間に合わない場合は、その手続きに係る申請書等の写しを提出してください。

「12 労働安全衛生法関係資格者数の有無」

申請時点で別表1に掲げる労働安全衛生法関係資格者又は一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。(雇用している場合は、【様式第3号】の提出が必要です。)

添付書類

- ◆ 【様式第3号】に記載した労働安全衛生法関係の資格者証等の写し
※ 被承継人等が同じ資格で申請しているものについては、被承継人等が提出した【様式第3号】の写しを添付することで省略できます。
- ◆ 【様式第3号】に記載した一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面(建設キャリアアップカード等)の写し
- ◆ 常勤確認書類(【様式第6号】又は【様式第7号】に添付している場合は省略できます。)

「13 労働災害防止への取組の有無」

申請時点で、建設業労働災害防止協会の会員である場合は「1」を、会員でない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 申請者が会員であることの証明書の原本(加入団体発行のもので、申請時点の状態を証明したもの)

「14 常時雇用者の確保」

【様式第6号】の「技術職員数一覧表」に記載されている人数と、【様式第7号】の「職員名簿(技術職員以外)」に記載された人数を足した合計人数を記入してください。

添付書類

- ◆ 【様式第 6 号】〔技術職員数一覧表〕
- ◆ 【様式第 7 号】職員名簿（技術職員以外）
 - ※ 該当者のある場合のみ
- ◆ 常勤確認書類

「14-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」

審査基準日時点において建設業に従事する職員数として、「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者のうち、次の対象区分に該当する人数を記入してください。

- 若年者（審査基準日において満年齢 35 歳未満の者）
- 女性職員
- ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）
- 保護観察対象者
- 審査基準日前 2 年未満の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者

※ 加点の上限は 4 名です。

※ 若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者の重複は認められません。（1 名で 5 点を超える加点にはなりません。）

※ 新たに「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者である必要はありません。

※ 技術職員以外の職員も対象となります。

※ ひとり親について、所得による制限はありません。

添付書類

- ◆ 若年者または女性職員 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しまたは健康保険被保険者証の写し ※マスキング（黒塗り）したもの
 - ※ 常勤確認書類として提出済みの場合省略できます。この場合該当者の生年月日または性別欄を○で囲む、マーカーで印を付けるなどしてください。（若年者については「技術職員名簿（別紙二）」の写しでも可）
- ◆ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父） 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証、民生委員の証明書のうちいずれかの 1 つの写し
- ◆ 保護観察対象者 和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）
- ◆ 審査基準日 2 年未満の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者 市町村の発行する市町村民税非課税証明書の写し

「15 障害者雇用の有無」

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）の交付を受けている障害者を雇用している場合は「1」を、していない場合は「0」を記入してください。（詳細は、22 ページを読んで下さい。）

添付書類

- ◆ 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）については、直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認

画面の写し（受付印不要）

- ◆ 非法定義務建設業者については、障害者雇用状況調べの原本を添付し、これに記載した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）
※ 提示のみでその場で返却します。
- ◆ 常勤確認書類のうち a 又は b のいずれか（【様式第 6 号】又は【様式第 7 号】に添付している場合は省略できます。）

「16 建設業関連学科新規卒業者雇用の有無」

別表 2 に掲げる学科を修めて卒業後（高等学校の場合は卒業後、申請日時点で 4 年未満の者、大学（短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。）の場合は卒業後、申請日時点で 2 年未満の者）、1 年未満の間に被承継者として新たに雇用し、かつ申請時まで常勤として連続して雇用している者の人数を記入し（被承継者が認定されていた人数を含めて上限 4 人まで記入）、雇用していない場合は「0」を記入してください。

（雇用している場合は、【様式第 4 号】の提出が必要です。）

※「14-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」との重複は可能です。

添付書類

- ◆ 【様式第 4 号】に記載した新規卒業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ◆ 常勤確認書類（【様式第 6 号】又は【様式第 7 号】に添付している場合は省略できます。）
※ 常勤確認書類で卒業後 1 年未満の間に雇用したことが確認できない場合は、確認できる書面

「17 次世代育成支援等への取組の有無」

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている（計画期間中であること）場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている（計画期間中であること）場合または「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に登録し「わかやま健康推進事業所」の認定を受けている場合は「1」を、該当するものがない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
※ 承継前から届出を行っている場合は、一般事業主行動計画変更届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
※ 承継前から届出を行っている場合は、一般事業主行動計画変更届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
- ◆ 「わかやま健康推進事業所」の認定証の写し

「18 完全週休二日制への取組の有無」

審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

なお、完全週休二日制とは「毎週必ず 2 日間の休みがある制度」を指します。

【例】休日を「土曜日及び日曜日」と定めている

※休日は必ずしも連続していることを要しません。

- ※週によって曜日が異なっても差し支えありません。
- ※2日間の休みに祝日を含めても差し支えありません。

【参考】

「モデル就業規則」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusshi/model/index.html

添付書類

- ◆ 労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し

「19 優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無」

過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を受賞し、かつ申請時点で雇用されている者が1名以上いる場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

また、「1」の場合は、1名の方について、下欄に受賞者氏名、受賞職種、受賞時年齢、受賞年度も記入してください。

添付書類

- ◆ 常勤確認書類（【様式第6号】又は【様式第7号】に既に添付している場合は省略できます。）

「20 労働保険の保険料完納の有無」

加入し未納のある場合は「1」を、適用除外、加入し完納している場合は「0」を記入してください。

※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載し、添付書類を提出してください。それ以外の場合は記載不要です（添付書類の提出も不要です。）。

添付書類

- ◆ 労働保険料納付証明書
- ◆ 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し
- ◆ 審査対象となる経営事項審査時点では労働保険に未加入であったが、その後加入している場合、労働保険関係所轄機関へ届け出た「様式第1号労働保険保険関係成立届」の写し

「21 社会保険の保険料完納の有無」

加入し未納のある場合は「1」を、適用除外、加入し完納している場合は「0」を記入してください。

※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載し、添付書類を提出してください。それ以外の場合は記載不要です（添付書類の提出も不要です。）。

添付書類

- ◆ 社会保険料納入確認書
- ◆ 審査対象となる経営事項審査時点では社会保険に未加入であったが、その後加入している場合、日本年金機構管轄年金事務所から通知された「適用通知書」の写し

「22 外注費比率」

※ 会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載し、添付書類を提出してください。それ以外の場合は記載不要です（添付書類の提出も不要です。）。

外注費÷完成工事原価×100（小数点第2位を四捨五入）を記入してください。

審査対象となる経営規模等評価申請を行った際の財務諸表のうち、完成工事原価報告書の外注費と完成工事原価を用いて計算してください。

添付書類

◆ 審査対象となる経営規模等評価申請を行った際の完成工事原価報告書の写し

「23 CPD 推奨単位取得者数」

申請日時点において、別表4に掲げる団体からCPDの推奨単位取得の証明を受けた技術者で加点対象としたい者の人数（上限5人まで）を記入してください。

加点対象としたい者がいない場合には「0」を記入してください。（記入した場合には【様式第6号】への追記が必要です。）

添付書類

◆ 別表4に掲げる団体が発行した推奨単位数取得の証明書（原本又は写し）

※ 団体によって有効な証明期間が異なりますのでご注意ください。

【様式第3号】労働安全衛生法関係資格者一覧表

該当者がいない場合には提出不要です。

「商号又は名称」

様式第1号の「商号又は名称」と同じです。

「1 許可番号」

様式第1号の「1 許可番号」と同じです。

「2 労働安全衛生法関係資格者名簿」

申請時点で雇用されている者で、常勤の職員のうち、別表1に掲げる労働安全衛生法関係の資格等を取得している者について記入してください。

① 「氏名」は、姓と名前を空けて記入してください。

② 「生年月日」は、最初の枠が元号です。

(明治：M大正：T昭和：S平成：H)

続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。

年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「0」を記入してください。

(記入例：平成5年11月5日であれば、

H	0	5	1	1	0	5
---	---	---	---	---	---	---

となります。)

③ 「資格コード」の記入は、別表1を参照してください。

なお、記入できる資格コードは1人につき1つですので、添付する資格者証等の写しも記入した資格のものだけで結構です。(1人で複数の資格を取得している方も、1で1つだけの資格を取得している方も、同じく1人2点として評価しますので、複数の資格を記載しなくても結構です。)

【様式第4号】新規卒業者雇用一覧表

該当者がいない場合には提出不要です。

「商号又は名称」

様式第1号の「商号又は名称」と同じです。

「1 許可番号」

様式第1号の「1 許可番号」と同じです。

「2 建設業関連学科新規卒業者職員名簿」

別表2に掲げる建設業関連学科を卒業後、1年未満の間に承継者として新たに雇用し、申請時点でも引き続き雇用している常勤の職員を記入してください。(次表参照)

	該当要件
建設関連の大学卒業者※	卒業後1年未満の間に雇用し、申請日時点で卒業後2年未満の者で、申請日まで連続して雇用している者
建設関連の高校卒業者	卒業後1年未満の間に雇用し、申請日時点で卒業後4年未満の者で、申請日まで連続して雇用している者

※ 大学には、短期大学、高等専門学校、専修学校(国土交通大臣が大学又は短期大学と同等以上と認めた学校)を含みます。

① 「氏名」は、姓と名前を空けて記入してください。

② 「生年月日」は、最初の枠が元号です。

(明治：M大正：T昭和：S平成：H)

続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。

年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「0」を記入してください。

(記入例：平成5年11月5日であれば、

H	0	5	1	1	0	5
---	---	---	---	---	---	---

となります。)

- ③ 「加点業種」の記入は、別表2を参照し、いずれか1つの業種に「1」と記入してください。(卒業した学科ごとに加点可能な業種が異なります。また、加点可能な業種が複数あっても、複数の業種に記入することはできません。)

※ 被承継者が既に認定されている場合は、その人数とあわせて上限4人までの認定となりますのでご注意ください。

【様式第6号】〔技術職員・CPD取得者数一覧表〕

「商号又は名称」は、様式第1号の「商号又は名称」と同じです。

「1 許可番号」

様式第1号の「1 許可番号」と同じです。

「2 頁数」

この「技術職員数一覧表」が何枚目にあたるのかを記入してください。

最初は、「01」を記入し、順次「02」、「03」、「04」……と記入してください。

「3 技術職員名簿」

申請日現在において、常勤の技術職員について記入してください。

- ① 「氏名」は、姓と名前の間を空けて記入してください。

- ② 「生年月日」は、最初の枠が元号です。

(明治：M大正：T昭和：S平成：H)

続いて生年月日をそれぞれの枠内に数字で記入してください。

年月日が一桁の場合は、最初の枠内に「0」を記入してください。

(記入例：平成5年11月5日であれば、

H	0	5	1	1	0	5
---	---	---	---	---	---	---

となります。)

- ③ 「有資格区分コード」の記入は、別表3を参照してください。

- ・ 記入できる有資格区分コードの数は10以内です。
- ・ 同種の資格において1級と2級の両方を有している者については、上位の資格のコード番号のみを記入してください。

(記入例：1級土木施工管理技士と2級土木施工管理技士の資格を両方有している者については、1級土木施工管理技士のコード「113」のみを記入してください。)

- ・ 有資格数が6以上ある場合は、1つ下の有資格コードの前にある枠内に「+」を記入し、続いて有資格コードを記入してください。

- ・ **登録基幹技能者**の資格を有している者についてはコード「064」を記入し、実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。

(記入例：登録機械土工基幹技能者の資格を有している者で土木建設業の実務経験を有する者については「064」(「01」)と記入してください。)

- ・ **建設キャリアアップシステム(CCUS)**を用いた認定能力評価基準レベル4を得ている場合はコード「704」、同レベル3を得ている場合は「703」をそれぞれ記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。

(記入例：認定能力評価基準レベル4を得ている者で土木工事業の実務経験を有する者については「704」(「01」)と記入してください。)

- ④ 「CPD 推奨単位取得」には別表 4 に掲げる団体から推奨単位取得の証明を受け加点対象としたい技術者には「1」（上限 5 人）、加点対象としない方には「0」を記入してください。
- ⑤ 「証明団体コード」の記入は、別表 4 を参照してください。
 なお、記入できる証明団体コードは 1 人につき 1 つですので、添付する取得証明書も記入した団体のもので結構です。
 (1 人で複数の団体から証明を受けている場合であっても、1 人につき 2 点を加点します。よって、複数の団体を記載する必要はありません。)
- ※ 1 人で 2 つの団体から証明を受けても 4 点加点にはなりません。
- ※ この様式第 6 号に記載し、認められる技術職員は、原則技術者等として県に登録されている者に限ります。（登録基幹技能者、建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル 4 又は同レベル 3 を得ている者についてはこの限りではありません。）
- ※ なお、登録方法（監理技術者資格に関する内容含む）については、申請窓口である振興局建設部（海南工事事務所）の総務調整課（海南工事事務所、串本建設部は総務用地課）へお問い合わせください。
- ※ 登録基幹技能者については審査基準日において有効な登録基幹技能者講習修了証の写しを添付してください。
- ※ 建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル 4 又は同レベル 3 を得ている者については能力評価結果通知書の写しを添付してください。

【様式第 7 号】職員名簿（技術職員以外）

該当者がいない場合又は様式第 6 号に記入した技術職員が 30 名以上の場合で、「15-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」における技術職員以外の申請を行わない場合には提出不要です。）

「商号又は名称」は、様式第 1 号の「商号又は名称」と同じです。

この名簿には、【様式第 6 号】〔技術職員・CPD 取得者数一覧表〕に記載されている者以外の職員のうち、次の条件を全て満たす者を記入してください。

- 申請日時点で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）で雇用されていることが書面で確認できること
 - 1 か月の賃金が 8 万円以上であること（専従者は除く。）
 - 1 か月のうち概ね 15 日以上、営業所又は工事現場において建設業に関係する業務に従事していること
- ※ 加点の上限は様式第 6 号に記載されている技術職員と合わせて 30 名までですので、様式第 6 号のみで 30 名以上になった場合で「15-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」における技術職員以外の申請を行わない場合、提出していただいても総合点数に影響しません。
- ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象となりません。

【様式第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

該当がない場合は提出不要です。

「商号又は名称」

様式第1号の「商号又は名称」と同じです。

「1 許可番号」

様式第1号の「2 許可番号」と同じです。

「2 和歌山県と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意し加入している団体」

審査基準日において和歌山県知事と災害協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体の会員で災害協定に同意し加入している団体について記入してください。

一般社団法人和歌山県営繕協会の会員で災害協定に同意し加入している場合には、「加業種（建築、電気、管）」のうちいずれか1つの業種に「1」と記入してください。

※ ①一般社団法人和歌山県建設業協会で申請する場合は、①のみの申請に限ります。

※ ②一般社団法人和歌山県空調衛生工業協会、③一般社団法人和歌山電業協会、④一般社団法人和歌山県営繕協会のうち複数の協会に加入している場合は、2協会までの申請に限ります。

※ 記載に当たっては、上記各項目についての説明をよく読み、記入例を参考にしてください。

【様式第9号】重機・資材関係様式集について

地方基準点数として再算定する審査項目として、「令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準」に規定する「別に定める基準」に該当する「災害時等対応重機の所有」、「災害時対応仮設資材の所有」を申請する場合、標記の様式集の中の該当する調書等に記載のある【記載要領】、【添付書類】、【作成要領】等に注意して記入・作成してください。

第8 独占禁止法遵守体制の整備について

【添付書類オの1】独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書

被承継人等に加点がなく、承継人等が加点を希望する場合のみ提出してください。

申請日までに参加した社外研修（講習会）又は社内研修（講習会）のどちらか一方について記載してください。

「実施年月日」「実施場所（名称及び所在地）」「研修（講習）実施団体名及び講師名」「研修会（講習会）のテーマ」

実施（参加）した研修（講習）会について記入してください。

「受講者名・受講者数」

3名まで役職氏名を記入し、それ以外は、「その他〇〇人」と記入してください。

第9 「大規模災害時の応急対策業務の取組」に係る証明書（作成例）について

申請時点において、承継者が次のいずれかに該当し、申請を行う場合は、証明書を添付してください。

- a 和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している団体の会員で、その協定に同意した者
- b 市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結（建設業関連業務で技術調査課長が認めるものに限る。）している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した者

「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」

建設業許可申請書に記載しているものを記入してください。

「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「許可番号」

建設業法の許可番号を記入してください。

「大臣・知事コード」

大臣許可の場合は「00」を、知事許可の場合は「30」を記入してください。

第10 「労働災害防止への取組」に係る証明書（作成例）について

申請時点において、建設業労働災害防止協会の会員で、申請を行う場合は、証明書を添付してください。

「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」

建設業許可申請書に記載しているものを記入してください。

「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「許可番号」

建設業法の許可番号を記入してください。

「大臣・知事コード」

大臣許可の場合は「00」を、知事許可の場合は「30」を記入してください。

第1章 障害者雇用について

地方基準点数で加点される障害者雇用についての基準の詳細は以下のとおりとします。この基準については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等で定められている基準と一部異なりますので、注意願います。

- 「障害者」とは、
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けている方です。上記の手帳を所持していない方は、対象にはなりません。
- 「雇用」とは、
社会保険又は雇用保険で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）を確認できることです。
ただし、個人事業主や法人の代表者は除きます。（法人の役員の場合、代表者は対象にはなりませんが、代表者以外の役員は対象となります。また、職員であっても、社会保険や雇用保険に加入していない方は対象にはなりません。）
- 「障害者雇用状況報告書」とは、法定雇用障害者数が1人以上となる、すなわち常用労働者数が40人以上の事業主が、毎年、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告を、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行う際の報告書です。

【添付書類エ】 「障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）」

該当者がいない場合は提出不要です。

「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」

建設業許可申請書に記載しているものを記入してください。

「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「所有している手帳」等

該当するものに印(しるし)をつけて下さい。

提示書類

- ◆ 障害者雇用状況調べに記載した方の、手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）
- ◆ 常勤確認書類（【様式第6号】又は【様式第7号】に既に添付している場合は省略でき

ます。)

※ この提示書類は、その場でお返しします。

※ 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）については、この用紙を使用せずに、直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）を提出してください。

【添付書類オ】 「労働保険料納付証明書」

会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ提出が必要となります。
(その他の場合は、提出不要です。)

申請に必要な「労働保険料納付証明書」の提出方法については、次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 和歌山労働局で証明した労働保険料納付証明書を提出してください。
- ② 定期審査と同様に、労働保険料納付証明書に必要事項を記載したうえで、申請時に技術調査課に 1 部提出すれば、技術調査課から和歌山労働局で確認を行います。

「主たる営業所の所在地」、「商号又は名称」及び「電話番号」
建設業許可申請書に記載しているとおり記入してください。

「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「建設業許可番号」
建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

「雇用保険事業所番号」
雇用保険適用事業所事業主控の「事業所番号」を記入してください。

「上記雇用保険に係る労働保険番号」
雇用保険適用事業所届事業主控の「労働保険番号」を記入してください。

※ 「記」以下は記入しないでください。

【添付書類カ】 「社会保険料納入確認書」

会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ提出が必要となります。
(その他の場合は、提出不要です。)

申請に必要な「社会保険料納入確認書」の提出方法については、次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 管轄する年金事務所で確認を受けた社会保険料納入確認書を提出してください。
- ② 定期審査と同様に、社会保険料納入確認書に必要事項を記載したうえで、申請時に技術調査課に 2 部提出すれば、技術調査課から日本年金機構に確認を行います。

「事業所所在地」、「事業所名称」

適用事業所として管轄年金事務所に届出しているとおりに記入してください。

「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

「事業所整理記号」、「事業所番号」

納入告知書及び納入告知額通知書等で確認し、必ず記入してください。

「建設業許可番号」

建設業法の許可番号を記入してください。大臣・知事コードは、大臣許可は「00」を、知事許可は「30」を記入してください。

※ 「記」以下は記入しないでください。

※ 下欄の同意書は必ず記入してください。

※ 届出と異なる内容を記入すると確認ができません。この場合申請者自身で確認書を取得した上で提出していただくこととなりますので、特にご注意ください。

【添付書類キ】和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書

会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ提出が必要となります。

(その他の場合は、提出不要です。)

(1) 個人事業主・・・「住民票記載の住所」を記入してください。

「住民票記載の住所」と「主たる営業所の住所」が異なる場合は、
「主たる営業所の住所」も記入してください。

法人・・・「登記簿記載の本店所在地」を記入してください。

(2) 「商号又は名称」

様式第1号の「商号又は名称」と同じものを記入してください。

(3) 「代表者役職氏名」

法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。

※基準日時点での未納の有無について、技術調査課から税務担当部署に照会します。

※行政書士に書類の作成を委任している場合でも申請者本人が内容を確認してください。

別表1 労働安全衛生法関係資格区分コード表

コード	資格区分
01	高圧室内作業主任者
02	林業架線作業主任者
03	ガス溶接作業主任者
04	衛生管理者
05	発破技士
06	クレーン・デリック運転士（床上運転式含む）
07	移動式クレーン運転士
08	潜水士
09	コンクリート破砕器作業主任者
10	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
11	ずい道等の掘削等作業主任者
12	ずい道等の覆工作業主任者
13	型枠支保工の組立て等作業主任者
14	足場の組立て等作業主任者
15	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
16	鋼橋架設等作業主任者
17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
18	コンクリート橋架設等作業主任者
19	木造建築物の組立て等作業主任者
20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
21	有機溶剤作業主任者
22	石綿作業主任者
23	酸素欠乏危険作業主任者
24	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
25	床上操作式クレーン運転技能講習修了者
26	小型移動式クレーン運転技能講習修了者
27	ガス溶接技能講習修了者
28	車両系建設機械運転技能講習修了者
29	不整地運搬車運転技能講習修了者
30	高所作業車運転技能講習修了者
31	玉掛け技能講習修了者
32	石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
33	車両系建設機械運転特別教育修了者
34	高所作業車運転特別教育修了者
35	チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育修了者
36	アーク溶接特別教育修了者
37	巻き上げ機械運転特別教育修了者
38	自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
39	低圧電気取扱特別教育修了者
40	粉じん作業特別教育修了者
41	軌道装置の動力車の運転特別教育修了者
42	コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
43	ボーリングマシンの運転特別教育修了者
44	潜函作業（高圧室内作業）特別教育修了者
45	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
46	安全衛生推進者（初任時）能力向上教育修了者
47	足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者

48	玉掛業務従事者教育修了者
49	車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
50	安全管理者選任時研修修了者
51	統括安全衛生責任者教育修了者
52	現場管理者統括管理講習修了者
53	職長・安全衛生責任者教育修了者
54	職長のためのリスクアセスメント教育修了者
55	安全衛生責任者教育修了者
56	低層住宅のための職長教育修了者
57	土止め先行工法修了者
58	小型移動式クレーン運転特別教育修了者
99	建設キャリアアップシステム登録者

別表2 建設業関連学科新規卒業者について加点可能な業種一覧

関連学科	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）に関する学科	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○						○					○		○			○				○				○		○
衛生工学に関する学科	○								○					○											○		○		○
交通工学に関する学科	○													○															
電気工学に関する学科									○												○	○							○
電気通信工学に関する学科									○														○						
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○						○	○			○	○	○	○	○
林学に関する学科																								○					
鉱山学に関する学科																									○				

(注) 関連学科の学科名そのものでなくとも、加点を希望する業種に関する技術検定試験で指定学科とされている学科ならば加点します。詳細は各建設部又は技術調査課までお問い合わせください。

別表3 技術職員名簿に関する有資格区分コード

コード	資格区分
001	法第7条第2号イ該当 (高等学校等関係学科卒+実務経験5年、大学等関係学科卒+実務経験3年)
002	法第7条第2号ロ該当 (実務経験10年)
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)
004	法第15条第2号ニ該当 (同号ロと同等以上)

建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	212	二級 " (第1種～第6種)	
	113	一級土木施工管理技士	(3年)
	11H	一級土木施工管理技士補	3年
	214	二級土木施工管理技士 (土木)	(5年)
	21J	二級土木施工管理技士補 (土木)	5年
	215	二級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)	(5年)
	21K	二級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)	5年
	216	二級土木施工管理技士 (薬液注入)	(5年)
	21L	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)	5年
	120	一級建築施工管理技士	(3年)
	12C	一級建築施工管理技士補	3年
	221	二級建築施工管理技士 (建築)	(5年)
	222	" (躯体)	(5年)
	223	" (仕上げ)	(5年)
	22D	二級建築施工管理技士補	5年
	127	一級電気工事施工管理技士	(3年)
	12E	一級電気工事施工管理技士補	3年
	228	二級電気工事施工管理技士	(5年)
	22F	二級電気工事施工管理技士補	5年
	129	一級管工事施工管理技士	(3年)
	12G	一級管工事施工管理技士補	3年
	230	二級管工事施工管理技士	(5年)
	23A	二級管工事施工管理技士補	5年
	131	一級電気通信工事施工管理技士	
	232	二級 "	
	133	一級造園施工管理技士	(3年)
13D	一級造園施工管理技士補	3年	
234	二級造園施工管理技士	(5年)	
23E	二級造園施工管理技士補	5年	

建築士法	137	一級建築士	
	238	二級 "	
	239	木造 "	

技術士法	141	建設・総合技術監理 (建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	
	144	電気電子・総合技術監理 (電気電子)	
	145	機械・総合技術監理 (機械)	
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理 (上下水道)	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	
	150	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	
	152	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)	

電気工事士法電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 "	3年
	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)	5年

電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年
---------	-----	-----------	----

水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
-----	-----	-------------	----

消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種 "	

職業能力開発促進法	171	建築大工（１級）	
	271	”（２級）	３年
	164	型枠施工（１級）	
	264	”（２級）	３年
	172	左官（１級）	
	272	”（２級）	３年
	157	とび・とび工（１級）	
	257	”（２級）	３年
	173	コンクリート圧送施工（１級）	
	273	”（２級）	３年
	166	ウェルポイント施工（１級）	
	266	”（２級）	３年
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（１級）	
	274	”（２級）	３年
	175	給排水衛生設備配管（１級）	
	275	”（２級）	３年
	176	配管・配管工（１級）	
	276	”（２級）	３年
	170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）	
	270	”（２級）	３年
	177	タイル張り・タイル張り工（１級）	
	277	”（２級）	３年
	178	築炉・築炉工（１級）・れんが積み	
	278	”（２級）	３年
	179	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工	
	279	”（２級）	３年
	180	石工・石材施工・石積み（１級）	
	280	”（２級）	３年
	181	鉄工・製罐（１級）	
	281	”（２級）	３年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）	
	282	”（２級）	３年
	183	工場板金（１級）	
	283	”（２級）	３年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）	
	284	”（２級）	３年
	185	板金・板金工・打出し板金（１級）	
	285	”（２級）	３年
	186	かわらぶき・スレート施工（１級）	
	286	”（２級）	３年
	187	ガラス施工（１級）	
	287	”（２級）	３年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）	
	288	”（２級）	３年
	189	建築塗装・建築塗装工（１級）	
	289	”（２級）	３年
	190	金属塗装・金属塗装工（１級）	
290	”（２級）	３年	
191	噴霧塗装（１級）		
291	”（２級）	３年	
167	路面標示施工		
192	畳製作・畳工（１級）		
292	”（２級）	３年	
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）		
293	”（２級）	３年	
194	熱絶縁施工（１級）		
294	”（２級）	３年	
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）		
295	”（２級）	３年	
196	造園（１級）		
296	”（２級）	３年	
197	防水施工（１級）		
297	”（２級）	３年	
198	さく井（１級）		
298	”（２級）	３年	
061	地すべり防止工事	１年	
062	建築設備士	１年	
063	計装	１年	
060	解体工事		
064	基幹技能者		
704	認定能力評価基準（レベル４）		
703	認定能力評価基準（レベル３）		
099	その他		

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

カッコ内の年数は、当該資格者が実務経験において法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表4 CPD 証明団体一覧表

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタンツ協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(TOE交通技術上級資格者) (一社)交通工学研究会	50	200(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
	(TOP交通技術資格者)	40	150(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40(2年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。

第12 申請書等の記入例

【様式第1号】令和6・7年度入札参加資格に係る地方基準点数再算定申請書（県内建設業者承継用）

【様式 第1号】(県内建設業者用)

令和6・7年度入札参加資格に係る地方基準点数算定申請書(県内建設業者承継用)

令和 6 年 6 月 15 日

和歌山県知事 様

記入例

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者役職氏名
申請事務担当者名・連絡先
申請手続(代理人・代行者)名・連絡先

和歌山市小松原通1-1
(株)技術調査課
代表取締役 和歌山 一郎
和歌山 二郎 TEL 073-441-3070 FAX 073-428-1810
印 TEL FAX

令和6・7年度入札参加資格(県内建設業)に係る地方基準点数の再算定を申請します。
また、次の事項について誓約します。

- ・申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- ・和歌山県の定める欠格事項に該当する者でないこと。

1 許可番号 大臣・知事コード 30 第 620515 号

2 許可業種
(一般許可を持っている業種の枠に「1」を、特定許可を持っている業種の枠に「2」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
2	1						1	1															1				2			2

3 経営事項審査受審業種
(経営事項審査を受審している業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
1	1						1	1															1				1			1

令和 06 年 05 月 01 日 (今回の再算定に係る経営事項審査に係る審査基準日を記入して下さい。)

4 被承継者に係る入札参加資格認定業種
(資格のあった業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
1	1						1	1															1				1			1

5 再算定申請業種
(申請する業種の枠に「1」を記入。)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
1	1						1	1															1				1			1

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書において、平均完成工事高(完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄)が250万円以下の業種でも承継できます。

【様式 第2号】地方基準点数

【様式 第2号】(県内建設業者用) 〔地方基準点数等一覧表〕		商号又は名称
		(株)技術調査課
1 許可番号	記入例	大臣・知事コード 第 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 第 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> 号
2 和歌山県税、消費税及び地方消費税の未納の有無	<input type="text" value="0"/>	(未納がある場合は「1」、完納している場合は「0」) ※会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください(それ以外は記載不要)。
3 独占禁止法の遵守体制の整備の有無		
【被承継者に加点のあった場合】	<input type="text" value="1"/>	(承継者名義の「独占禁止法遵守マニュアル」がある場合は「1」、ない場合は「0」)
【被承継者に加点のなかった場合】	<input type="text" value=""/>	(総合点数算定取扱い基準に規定する別に定める評価基準に該当する場合は「1」、しない場合は「0」)
4 暴力団等排除への取組の有無		
【被承継者に加点のなかった場合】	<input type="text" value="1"/>	(被承継者が不当要求防止責任者講習を受講している場合は「2」、被承継者に加点はなかったが承継者が不当要求防止責任者講習を受講している場合は「1」、していない場合は「0」) ※会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください(それ以外は記載不要)。
5 災害時等対応重機の所有の有無		バックホウ <input type="text" value="2"/> 台、トラクターショベル <input type="text" value="0"/> 台、ダンプトラック <input type="text" value="3"/> 台、回送車両 <input type="text" value="1"/> 台 (評価対象となる重機を承継者名義で所有している場合は各々に台数を記入し、所有していない場合は「0」を記入。)
6 災害時対応仮設資材の所有の有無		H形鋼 <input type="text" value="3"/> t、鋼矢板 <input type="text" value="8"/> t (小数点第1位を切り捨て) (評価対象となる資材を承継者が所有している場合は各々に数量を記入し、所有していない場合は「0」を記入。)
7 大規模災害時の応急対策業務の取組の有無	<input type="text" value="1"/>	(承継者が和歌山県と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意する場合は「1」、市町村と災害協定を締結している団体の会員で災害協定に同意する場合は「2」、それ以外の場合は「0」)【「1」を記入した場合、様式第8号の提出要】
8 ISO9000シリーズの認証取得の有無	<input type="text" value="1"/>	(ISO9000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)
9 ISO14000シリーズの認証取得の有無	<input type="text" value="1"/>	(ISO14000シリーズの認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)
10 エコアクション21の認証取得の有無 ※9のISO14000シリーズが「1」の場合は×を記入。	<input type="text" value="×"/>	(エコアクション21の認証を取得している場合は「1」、取得していない場合は「0」)

11 産業廃棄物の処理体制の有無	3	(処分業を行っている場合は「1」、処分に係る委託契約を行っているのと同時に収集運搬業の許可も受けている場合は「2」、処分に係る委託契約を行っている場合は「3」、収集運搬業の許可を受けている場合は「4」、それ以外の場合は「0」)
12 労働安全衛生法関係資格者数の有無	2	人 (労働安全衛生法関係資格者を雇用している人数(上限10人まで)を記入し、雇用していない場合は「0」を記入して下さい。) 【雇用している場合、様式第3号の提出必要】
13 労働災害防止への取組の有無	1	(承継者が建設業労働災害防止協会会員である場合は「1」、それ以外の場合は「0」)
14 常時雇用者の確保	建設業従事職員数 8 人	(様式第6号「技術職員数一覧表」の記載人数 + 様式第7号「職員名簿(技術職員以外)」の記載人数)
	うち 1 人	上記のうち「若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者」の人数 ※追加(上乘せ)の加点申請を行う場合のみ記載してください(重複不可)。
15 障害者雇用の有無	1	(総合点数算定取扱い基準に該当する障害者手帳を有する障害者を雇用している場合は「1」、していない場合は「0」)
16 新規卒業者雇用の有無	1	人 (地方基準点数で加点となる新規卒業者を承継者として新たに雇用している人数(被承継者が認定されていた人数を含め上限4人まで)を記入し、雇用していない場合は「0」を記入して下さい。) 【雇用している場合、様式第4号の提出必要】
	※ 3 人	(被承継者が認定されていた人数)
17 次世代育成支援等への取組の有無	0	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 (届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。)
	1	次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画策定届 (届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。)
	0	わかやま健康推進事業所の認定 (認定を受けている場合は「1」、受けていない場合は「0」を記入。)
18 完全週休二日制への取組の有無	1	労働基準監督署の受付印のある就業規則等 (届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は「0」を記入。)
19 優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無	1	(過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)を受賞した者を雇用している場合は「1」、していない場合は「0」)
	【受賞者氏名 和歌山 三郎 、受賞職種 とび土工 、受賞時年齢 46 、受賞年度 平成 20 年度】	
20 労働保険の保険料完納の有無	0	(加入し未納のある場合は「1」、適用除外、加入し完納している場合は「0」) ※会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください(それ以外は記載不要)。
21 社会保険の保険料完納の有無	0	(加入し未納のある場合は「1」、適用除外、加入し完納している場合は「0」) ※会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください(それ以外は記載不要)。
22 外注費比率	41.7	% (外注費÷完成工事原価×100(小数点第2位を四捨五入)を記入。 ※完成工事原価報告書の外注費と完成工事原価を用いる。) ※会社間で行う合併、会社分割又は事業譲渡の場合のみ記載してください(それ以外は記載不要)。
23 CPD推奨単位取得者数	2	人 (CPDの単位を証明団体の推奨単位数以上取得していて加点対象としたい技術者の人数(上限5人まで)を記入してください。加点対象にできない技術者がいない場合には「0」を記入して下さい。【加点対象にする場合、様式第6号に追記が必要】

【様式 第3号】労働安全衛生法関係資格者一覧表

【様式 第3号】(県内建設業者用)

〔労働安全衛生法関係資格者一覧表〕 <該当者がいない場合は提出不要>

記入例

1 許可番号 30 大臣・知事コード 第 620515 号 商号又は名称 (株)技術調査課

2 労働安全衛生法関係資格者名簿(10名以上いる場合は、そのうち10名のみ記入。)

No.	氏名	生年月日	資格コード (別表1参照)	重複コード
1	和歌山 一郎	S 4 5 0 1 2 3	0 4	<input type="checkbox"/>
2	和歌山 次郎	S 5 0 1 1 2 2	1 0	1
3		 	 	<input type="checkbox"/>
4		 	 	<input type="checkbox"/>
5		 	 	<input type="checkbox"/>
6		 	 	<input type="checkbox"/>
7		 	 	<input type="checkbox"/>
8		 	 	<input type="checkbox"/>
9		 	 	<input type="checkbox"/>
10		 	 	<input type="checkbox"/>

(様式第6号「技術職員一覧表」に記載している者は「1」、
様式第7号「職員名簿(技術職員以外)」に記載している者は「2」、
いずれにも記載していない者には「×」を記入してください。)

※申請日時点で、常勤として雇用している
労働安全衛生法関係資格者について記入してください。

【様式 第6号】技術職員・CPD 取得者数一覧表

【様式 第6号】(県内建設業者用)
[技術職員・CPD取得者数一覧表]

記入例

申請日時点のものを作成してください。
生年月日順(年長者→年少者)に記載してください。
CPDについては、5人まで加点対象にできます。

1 許可番号 大臣・知事コード 第 号

2 頁数

商号又は名称 (株)技術調査課

3 技術職員・CPD取得者数一覧表

No.	氏名	生年月日	有資格区分コード (手引き別表4 参照)	CPD推奨単位取得 (推奨単位を取得し加点対象としたい者に「1」、加点対象でない者に「0」)	証明団体コード (別表4参照)
1	和歌山 一郎	S 30 04 10	<input type="checkbox"/> 1 1 3 2 2 1 2 3 0 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 1	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 1
2	和歌山 次郎	S 38 03 10	<input type="checkbox"/> 1 1 1 1 1 3 1 2 0 2 3 0 2 3 4	<input type="checkbox"/> 0	<input type="text"/> <input type="text"/>
3		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	+ 2 3 8 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
4	和歌山 三郎	S 40 07 07	<input type="checkbox"/> 2 6 5 0 6 4 (<input type="text"/> 0 5) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 1	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 3
5		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
6		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
7		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
8		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
9		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>
10		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>

【様式 第7号】（県内建設業者用）

＜該当者がいない場合又は技術職員数が30名以上の場合は提出不要＞

記入例

職員名簿（技術職員以外）

申請日日時点のものを作成して下さい。
技術職員と併せて30名を越える場合には
30名まで記入してください。

商号又は名称（株）技術調査課

	氏名	生年月日	職務内容	備考 (代表者との続柄、役職名等) ※監査役不可
1	和歌山 五郎	S61.9.2	営業	
2	和歌山 六郎	S62.9.20	営業	株主等
3	和歌山 七郎	S63.8.18	営業	顧問
4	和歌山 八郎	S63.10.20	重機オペレータ	
5	和歌山 華子	H4.6.7	経理	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

記入例

誓 約 書

入札参加資格に係る地方基準点数の再算定申請を行うにあたって、算定するための評価(審査)項目である「災害時等対応重機の所有」に対して申請した重機がバックホウ又はトラクターショベル(公道走行不可)の場合、当該重機の所有者であること、及びその確認書類として当該重機において、次の年に承継者(申請者)名義で申告した「償却資産(固定資産)申告書及び種類別明細書」の控えを作成及び保管の上、その写しを速やかに和歌山県へ提出することを誓約いたします。

令和 6 年 6 月 15 日

主たる営業所の所在地

和歌山市小松原通1-1

商号又は名称

(株)技術調査課

代表者役職氏名

代表取締役 和歌山 一郎

許可番号

大臣・知事コード

許 可 番 号

3	0	第	6	2	0	5	1	5	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

和歌山県知事 様

【添付書類ウの1】

添付書類ウの1

独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書

令和 6 年 6 月 15 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

(株)技術調査課

代表者役職氏名

代表取締役 和歌山 一郎

許可番号

大臣・知事コード

許

可

番

号

3

0

第

6

2

0

5

1

5

号

【社内研修(講習会)】

ア 実施年月日

イ 実施場所(名称及び所在地)

ウ 研修(講習)実施団体名及び講師名

エ 研修会(講習会)のテーマ【簡潔に】

オ 受講者名・受講者数【3名までの役職氏名を記入し、それ以外は、「その他〇〇人」と記入してください。】

【社外研修(講習会)】

ア 実施年月日

令和5年〇月〇日(〇)

イ 実施場所(名称及び所在地)

和歌山市小松原1-1 和歌山県民文化会館、オンラインで受講 等

ウ 研修(講習)実施団体名及び講師名

和歌山県・公正取引委員会 関西 太郎

エ 研修会(講習会)のテーマ【簡潔に】

入札談合の防止に向けて

オ 受講者名・受講者数【3名までの役職氏名を記入し、それ以外は、「その他〇〇人」と記入してください。】

代表取締役 和歌山 一郎

※【社内研修(講習会)】または【社外研修(講習会)】のどちらか一方の記入でかまいません。

【添付書類エ】

添付書類エ

障害者雇用状況調べ(非法定義務建設業者用)

令和 6 年 6 月 15 日

和歌山県知事 様
(県土整備部 技術調査課)

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号 大臣・知事コード 第 号

下記事項について、相違ありません。

記

該当するものに印を付けてください。

所有している手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
手帳に記載している障害の等級又は程度	1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input checked="" type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 <input type="checkbox"/>	A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/>	1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/>
社会保険加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無	
雇用保険加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無	
役職等	<個人の場合> <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> <法人の場合> <input type="checkbox"/> 職員 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 使用人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 役員等(雇用関係にある者)	
主たる従事場所	<input type="checkbox"/> 主に現場 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主に事務所内	

【提示書類】(確認後、返却)

当該様式に記載した方の、手帳の写し(氏名と等級(程度)の記載箇所)

【添付書類】

審査基準日において雇用していることが分かる書面の写し

※法定義務建設業者(常時雇用者数40人以上)については、この用紙を使用せずに、障害者雇用状況報告書の写し(管轄公共職業安定所の確認印(受付印)のあるもの)と到着確認画面を提出してください。

※上記の表には、1名に対する状況を記載してください。

※この書類は、入札参加資格審査の資料以外の他の目的には利用しません。

添付書類才

労働保険料納付証明書(和歌山県提出用)

歳入徴収官

令和 6 年 6 月 15 日

和歌山労働局長 殿

〒 640-8585

主たる営業所の所在地 和歌山市小松原通1-1

商号又は名称 (株)技術調査課

代表者役職氏名 代表取締役 和歌山 一郎

申請人

電話番号 073-441-3070

建設業許可番号 30 第 620515 号

雇用保険事業所番号 3001 - 123456 - 1

上記雇用保険に係る
労働保険番号

30 - 1 - 01 - 123456 - 123

和歌山県への条件付き一般入札参加に係る添付資料として必要ですので、労働保険(労災保険・雇用保険)の納付状況について、下記にて証明願います。

なお、証明後は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ提出願います。

また、証明日以降に和歌山県から照会があった場合は、和歌山労働局から和歌山県に納付状況について情報提供することに同意します。

記

証明 令和 第 年 月 号

1 上記労働保険番号での雇用保険加入状況

・雇用保険加入の有無 (有 ・ 無)

2 労働保険料(労災保険・雇用保険)納付状況

・滞納の有無 (有 ・ 無)

(労働保険の加入がない場合も「無」として回答します。)

上記のとおり証明する。

歳入徴収官
和歌山労働局長

【添付書類カ】

添付書類カ		社会保険料納入確認(申請)書 (和歌山県提出用)									
		令和 6 年 6 月 15 日									
日本年金機構	和歌山東年金事務所長	}	様								
日本年金機構	和歌山西年金事務所長										
日本年金機構	田 辺年金事務所長										
事業所所在地	和歌山市小松原通1-1										
事業所名称	(株)技術調査課										
代表者役職氏名	代表取締役 和歌山 一郎										
事業所電話番号	073-441-3070 (担当者名: 和歌山 二郎)										
事業所整理記号	21 777 事業所番号 0003										
建設業許可番号	30第620515号										
<p>和歌山県建設工事入札参加資格承継申請に添付資料として必要がありますので、社会保険料の納付状況について、下記に確認をお願いします。</p> <p>なお、確認後は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に提出願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">未納の有無</th> <th style="width: 30%;">対 象 期 間</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険料 (延滞金を含む)</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> <td>令和5年9月分 までの全期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり相違ないことを確認します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>				項 目	未納の有無	対 象 期 間	備 考	社会保険料 (延滞金を含む)	有・無	令和5年9月分 までの全期間	
項 目	未納の有無	対 象 期 間	備 考								
社会保険料 (延滞金を含む)	有・無	令和5年9月分 までの全期間									
同意書											
和 歌 山 県 知 事											
		}	様								
日本年金機構	和歌山東年金事務所長										
日本年金機構	和歌山西年金事務所長										
日本年金機構	田 辺年金事務所長										
<p>和歌山県建設工事入札参加資格審査申請に添付書類として必要がありますので、社会保険料の納付状況(確認日時点までの全期間)について、和歌山県知事が管轄年金事務所長に報告を求めることに同意します。</p> <p>なお、確認後は、管轄年金事務所長が和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に社会保険料納入確認書を提出することに併せて同意します。</p> <p style="text-align: center;">令和 6 年 6 月 15 日</p> <p>事業所所在地 和歌山市小松原通1-1</p> <p>事業所名称 (株)技術調査課</p> <p>代表者役職氏名 代表取締役 和歌山 一郎</p>											

和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書

令和 6 年 1 月 15 日

和歌山県知事 様

1 申請者は、以下のことを誓約します。

和歌山県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

2 申請者は、以下のことに同意します。

上記1の確認のため、全ての和歌山県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入状況に関して、和歌山県の税務担当職員が入札参加資格申請の審査に関わる職員に対して、和歌山県税の納税情報の提供を行うこと。

以上に誓約及び同意のうえ、提出いたします。

個人事業主	住民票記載の住所	
	主たる営業所の所在地 (住民票と異なる場合)	
法人	登記簿記載の本店所在地	和歌山市小松原通1-1
フリガナ		ギジュツチョウサカ
商号又は名称		(株)技術調査課
フリガナ		ワカヤマ イチロウ
代表者役職氏名		代表取締役 和歌山 一郎

※和歌山県税には、県が課する税の全税目を含みます。

※県税の納付状況が完納情報に反映されるまでには一定の時間を要します。

※税務担当部署に照会の結果、未納が確認されれば、未納額の納付をしていただき、県税事務所にて納税証明書を取得の上、提出していただく必要があります。

【作成例】大規模災害協定の証明書

【大規模災害協定の証明書の証明ポイント】

審査基準日時点において、次の要件を満たしていること。

- ①該業者が、証明者である団体に加入している。
- ②大規模災害協定が締結されている。
- ③該業者が、その大規模災害協定の活動に同意し、参加している。

※証明書様式の要項(記名押印等)については、証明する団体に必ず確認してください。

(作 成 例)

証 明 書

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事コード		許 可 番 号							
3	0	第	6	2	0	5	1	5	号

上記の者は平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇県知事(市町村長 等)との間で締結した大規模災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて、令和〇年〇月〇日(審査基準日)現在、災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇協会(団体名)

会 長 〇〇〇〇証印

(作成例)

【建設業労働災害防止協会加入証明書の証明ポイント】

審査基準日時点において、次の要件を満たしていること。

○該当業者が、証明者である団体に加入している。

証 明 書

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事コード

3	0
---	---

第

許 可 番 号

6	2	0	5	1	5
---	---	---	---	---	---

号

上記の者は令和○年○月○日(審査基準日)現在、建設業労働災害防止協会の会員であることを証明する。

令和○年○月○日

〇〇〇〇協会和歌山県支部(団体名)

分会

分会長 〇〇〇〇 印

証明第 号

令和○年○月○日

〇〇〇〇協会和歌山県支部(団体名)

支部長 〇〇〇〇 印